

旅券発給委託業務プロポーザル審査要領

旅券発給委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「旅券発給委託業務プロポーザル募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は200点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- | | | |
|---------------------|-----|--|
| (1) <u>業務実施の考え方</u> | 25点 | |
| (2) <u>実施体制の構築</u> | 75点 | { (配置基準対応 35点)
(人材 20点)
(緊急時の体制 20点) |
| (3) <u>情報管理体制</u> | 30点 | |
| (4) <u>品質管理体制</u> | 30点 | |
| (5) <u>付加的サービス</u> | 30点 | |
| (6) <u>見積金額</u> | 10点 | |

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所

令和8年11月上旬予定

場所 別途指定

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は1者15分とします。
- ② 順番は別途お知らせします。
- ③ 各者のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

審査基準

審査の項目		審査の視点	配点
業務実施の考え方		<業務の理解度> ・ 旅券業務の目的、内容等を十分に理解しているか ・ 公共サービスの担い手としての考え方は適切か	25
実施体制の構築	配置基準対応	・ 業務に従事する人員数、配置等は適切か （５年間を通じて継続実施が可能であるか） ・ 窓口業務の実績を有しているか ・ 安芸・須崎の出張を含む県庁窓口体制は適切か ・ 幡多窓口との連携に対する配慮は十分か ・ 休暇時の代替職員の配置は適切か	35
	人材	・ 責任者となる者の経験や実績、役割に対する認識は十分か ・ 業務従事者の知識・スキル向上のための研修計画等は適切か	20
	緊急時の体制	・ 突発的事由や緊急時におけるバックアップ体制の構築について、十分な検討がなされているか （５年間を通じて継続実施が可能であるか）	20
情報管理体制		<守秘義務の徹底> ・ 情報管理の重要性・リスク等を理解し、十分な対応が図れる体制となっているか ・ 個人情報保護に関する研修等の回数・内容は適当か	30
品質管理体制		<マネジメント> ・ サービス水準（正確性、迅速性、県民満足度等）を確保するための取り組みに具体性があるか ・ ミスを未然に防ぐ仕組み等が整えられているか	30
付加的サービス		<現状の付加的サービス> ・ 手数料の窓口収納（収入証紙及び高知県収入証紙の売りさばき） ※令和９年８月より高知県収入証紙が廃止となり、現金対応に変わります。 ・ 照明用写真撮影機の設置及び運用管理 <新たなサービスの提案> ・ 県民サービスの向上に資する具体的かつ有用な提案はあるか	30
見積金額	<金額の妥当性> ・ 労務費と労務費以外の割合は適切か ・ 労務費の単価は、適正なものであるか ・ 安定雇用が実現できる積算内容か		10